小牧市告示第１０９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定により、会計管理者の権限に属する事務の一部を次のように委任する。

令和８年９月１日

小牧市長　天　野　正　基

１　委任事務
（１）市税及びこれに附帯する税外収入金の収納事務
（２）市において徴収すべき県民税及びこれに附帯する税外収入金の収納事務
（３）収税課における手数料の収納事務
（４）介護保険料の収納事務
（５）後期高齢者医療保険料の収納事務
２　委任期間
令和８年９月１日から令和９年８月３１日まで　尚、徴税吏員証交付期間については令和８年９月１日から令和１２年８月３１日までとする。
３　被委任者
分任出納員

岩本　昌之		

徴税吏員証交付職員

No	氏　　名	No	氏　　名
1	岩本　昌之		